

平成 27 年度第 3 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 27 年 6 月 25 日（木） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員
水沼絵里子委員 新倉南委員 長谷川早苗委員 白石京子委員
富永大優委員 柘植宏実委員

- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
子育て支援課主幹
児童青少年課長
保育・幼稚園係長
施設給付係長

欠席者の氏名 田口正治委員 斎藤利之委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 特定地域型保育事業の利用定員等について
- 3 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

それでは、改めて、第 3 回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。きょうは、〇〇委員と〇〇委員がご都合により欠席という連絡が来ております。それから、〇〇委員からは少しおくれるというご連絡が来ておりますので、あらかじめご報告を申し上げておきたいと思ひます。きょうの会議は半数の出席がされておりますので、本会議が成立してあります。

そういうことで、これから会議を開催したいと思います、事務局より、本会議の

議事内容のご説明をお願いいたします。

・事務局

では、私からご説明させていただきます。

なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

本日の議題につきましては、配付させていただきました次第のとおり、まず、2「特定地域型保育事業の利用定員等について」、3「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」、そして、4「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、本会議に入る前に、傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。では、入場をお願いいたします。

傍聴の方が着席されたようですので、事務局のほうから資料配付のご確認をお願いします。

・事務局

それでは、私からは、配付資料について確認させていただきます。

事前に配付をさせていただきました資料は5点となります。

まず、資料1「利用者負担額月額基準表【B案】」でございます。

次に、資料2「【B案】各階層における保育料の負担割合」。

続きまして、資料3「【B案】保育料の負担割合（グラフ）」。

資料4「26市学童保育所に係る費用の内訳（平成25年度）」。

資料5「東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担（案）について」でございます。

次に、本日配付させていただきました資料は、2点となります。

まず、資料6「特定地域型保育事業の利用定員等について」でございます。

次に、資料7「認可外保育施設保護者助成金について」でございます。

また、参考資料3点といたしまして、平成27年5月22日付東久留米市子ども・子育て会議の資料6「利用者負担額月額基準表【案】」、資料7「【変更案】各階層における保育料の負担割合」、資料9「【変更案】保育料の負担割合（グラフ）」も配付させていただきました。

なお、次第には記載されておきませんが、次第2の関連の参考資料としまして、東久留米市子ども・子育て支援事業計画より抜粋いたしました「幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期」についても委員に配付させていただいております。

資料の確認等については以上でございます。

・会長

ありがとうございます。ただいま事務局のほうより資料についてのご説明がございました。何か資料についての不足分等々ございましたら、挙手でご発言ください。よろしいですか。

2 特定地域型保育事業の利用定員等について

・会長

それでは、次第2の「特定地域型保育事業の利用定員等について」に移らせていただきます。事務局より、ご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、次第の2、特定地域型保育事業の利用定員等についてでございます。

この施設や事業所の利用定員につきましては、本年2月26日開催の当会議においても、新制度を開始するに当たりまして、認定こども園や保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所の多くの施設の利用定員についてご審議いただき、答申として取りまとめをいただいたところです。

昨年10月に市長より諮問させていただいております利用定員につきましては、このたび小規模保育事業所より申請がありましたので、今回、またご意見をいただきましたということで、議題とさせていただいたところです。

また、新制度において創設されました小規模保育施設などの特定地域型保育事業につきましては、市が認可を行なうこととされておりますので、認可申請にかかる内容についても、あわせてご意見を頂戴したいと考えておるところでございます。

具体的内容につきましては、事務局より説明をさせていただきます。

・事務局

皆さん、こんばんは。事務局〇〇と申します。よろしくをお願いいたします。説明は着座にて失礼させていただきます。

お手元の資料6をごらんください。ご説明に入る前に、1カ所字句の訂正をお願いいたします。2番の表の下から2行目の左側のところではありますが、屋外遊技場の「技」の字が、「技」ではなくて「戯れる」という字です。ちょっと難しい字なんですけれども、虚数の「虚」に、右側は「戈」というつくりなんです、そちらのほうに訂正方、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定につきまして、当該、申請のありました事業所さんについて、御説明したいと思います。

27年7月開始予定の事業所でありまして、施設名は、東久留米みさと保育園、所在地は、東久留米市本町2-3-1、ハイツ東久留米の211であります。事業類型につきましては、小規模保育事業のA型となっております。事業を行なう事業者名は、株式会社みさとでございます。小規模保育事業ですので、利用定員は3号となりまして、

年齢ごとの設定がございます。ゼロ歳児 3 名、1～2 歳児 16 名の合計 19 名の利用定員となっております。

続きまして、2、認可基準にかかる項目というところで、認可基準にかかる項目の当該施設の現状についてご説明したいと思います。

保育従事者数は 5 名でして、うち保育士数も同じく 5 名であります。保育室の広さですけれども、91.01 平米となっております。屋外遊戯場ですが、当該施設は所在地のとおりマンションの 1 室を用いておりますので、敷地内に園庭はございません。代替地として西口中央公園を使用する予定となっております。児童に提供する食事について、給食ですけれども、自園調理を行なうというところで調理員の配置もでございます。私からは以上でございます。

・会長

ご説明、ありがとうございます。特にこの件に何かご意見あるいは質問がございますか。よろしいですか。

それでは、本件の特定地域型保育事業の利用定員の設定につきましては、平成 26 年 10 月に開催された第 7 回会議において、市長より諮問を受けておりますので、この件に関しては、日程の調整を含めて事務局と調整しながら、資料に基づき市長に答申をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういう手続をとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について

・会長

次に、次第 3 「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」の御説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、次第の 3 です。子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について、まずは、担当所管より保育所等にかかわる内容のご説明をさせていただきます。

・事務局

今回、保育料の資料につきまして、お手元に資料 1 から資料 3 までの 3 種類の資料をご用意いたしました。

なお、前回の配付資料といたしまして、参考資料の 6、7、それから 9 です。この 3 種類と比較しながらごらんいただければと思います。

まず、資料の 1 について、現行の制度との変更点について説明いたします。

まず、変更点の 1 としまして、D 1、D 3 階層を、1 号認定とのねじれを解消する対応としまして、D 1 階層と D 3 階層をそれぞれ、D 1 階層を 1,400 円、それから D 3 階層を 1,800 円、2 号認定につきまして増額しております。

あわせて、その2号認定と今度3号認定のねじれが発生しないように、同額の金額を3歳未満児の3号認定を増額という点で、これにつきましては、前回資料と同じ変更でございまして、特にここについては手を入れてはおりません。

続きまして、変更点2につきましてご説明いたします。

前回のD10階層からD16階層につきまして、この増額幅を圧縮したものが今回お示ししました【B案】です。前回案を【A案】としまして、今回、【B案】としてご提示させていただいております。

D10階層からD16階層の現行の基準表から増額幅を75%に圧縮した対応となっております。各階層の増減額につきましては、お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。一番下のところに吹き出しという形で「D1とD3は1号認定とねじれの解消をする額を増額」ということで、ここは先ほどご説明したとおりとなります。

D10からD16階層につきましては、月額2,300円から1万5,600円の増額となります。ここが2号認定の増額幅ということになっております。

それから、3歳未満児のほうになりますと、D1とD3は2号認定の増額により3号認定とのねじれが生じないように、2号認定と同額を増額。

D10階層につきましては、現行制度より600円の減額となります。D11からD16階層につきましては、1,200円から3,300円の増額ということで、前回の資料7です。資料7と見比べていただきまして、前回資料の75%に圧縮した額というのが、今回ご提示した資料となっております。

あわせて、こちらのほうをグラフ化したものが資料3になります。D9階層までにつきましては、前回と全く変わりがないんですけども、D10からD16につきましては、今回、変更した内容によりまして、全体として、全体の負担割合のところは前回よりも低く抑えられたというような形の資料をご提示させていただきました。

以上でございます。

・会長

ただいま、第3議事次第に基づいて、保育所の利用料の負担の適正なあり方についての、事務局より説明がございましたけれども、何か質問、意見がございましたら、どうぞ。

・委員

〇〇です。たくさん聞きにおいでになっている方がいらっしゃるの、前回、そちらの子育て支援課のほうでご説明いただいたこの2号認定の保育料の改定の基本的な部分について、やっぱりおさらいをしないとわかりにくいかなと思いますので、まず1点目が、国が出している保育所の保育料というのは、この金額ではない。各市区町村が、国が出しているその保育料について、それぞれ上乘せというか、肩代わりの保育料を市税で出している部分について改定をしたほうがいいんじゃないかという、その根拠が、D9より下でしたっけ。とにかく、D1、D2、D3、ずっと来るその真ん中ぐらいのところの方の補助率と、それから、そこから先、16までの補助率が、16までの補助率のほうが高いということで、それを同じ補助率にするというふうにする

と、前回の【A案】みたいな金額になるというご説明をいただいたので、そこを押さえてからお話をしないと、ただ前回より75%に圧縮したという説明だけでは、皆さん、なかなかご納得いかないんじゃないかなと思うので、そこら辺をもう一度丁寧に説明をしていただきたいかと思います。

・会長

事務局、どうですか。

・事務局

今のご質問なんですが、まず私どもの今回の保育料改定、子ども・子育て支援新制度におきます特定教育・保育施設等の利用者負担の適正なあり方のまず軸となる、ベースとなるものにつきましては、考え方自体は前回お示ししたものと変わりません。

いわゆる、1点目としては、D1、D3階層の1号認定とのねじれを解消すると。2点目としては、中間所得階層の応能負担割合、こちらの平均値にD10から16といった高所得者階層の応能負担割合を一定程度合わせていく。この考え方自体は変わりはありません。

一方、その結果自体は、前回の資料としてお示しさせていただいたところではあるんですが、前回の資料を見ていただくとわかるとおり、D10から16階層、特に高所得者階層の応能負担割合については、中間所得階層と同じ形にはしたんですが、額自体をみると、相応の額が年額で増額となっている状況にあります。

あくまでも年額の増額につきましては、1人につきのその増減額となっていますので、マックスで、世帯で1人目が3歳以上、2人目も3歳以上の家庭につきましては、前回の資料のD16階層だと、本日お配りしている参考の資料7です。参考と書いてある資料7からしますれば、1人の増減額、Iの欄です。3歳以上のIの欄につきましては、24万9,600円なので、1人目が24万9,600円、2人目は24万9,600円の半額となる第2子軽減を受けるので、足し込みますと、先ほど言った1人目、3歳以上、2人目も3歳以上のD16階層においては、37万4,400円という年額の増額になると。

そういったことなども踏まえまして、一定の配慮といいますか、調整をしまして、今回、75%を乗じた対応という形で額を示させていただいたところです。

なぜ75%にしたかといいますと、本年4月1日の時点で、本市におきましては新制度の定義で待機児童が87名おりました。そのうち3歳以上は4名でした。3歳以上につきましては一定程度あきもあるので、こちらのその4名を除いた83名、ゼロ歳から2歳の待機児童83名、こちらについて仮に私立保育所の、私立の認可保育所を83名分枠を拡大したとすると、私立保育所の市費負担額が1人当たり62万円なので、掛け合わせると5,150万ぐらいになるのです。これが一つの目安となるだろうと考えております。

また、国基準保育料に対する市の保育料といったものが、先ほど、〇〇委員のほうからもお話があったとおり、国基準100%ではなく、現行、25年度時点で51.6%なので、差額の48.4%というものは一般財源というものを投入して賄っている現実がございます。その比率を数パーセント程度上げたいといったこともございまして、今回、

それらの数値など、金額なども視野に入れながら検討を重ねて、今回、75%案というものを、本日、この場でご提示させていただいたというのが、前回から今回までの経緯でございます。

以上でございます。

・会長

よろしいですか。そのほかに意見なり、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。それでは、〇〇委員、お願ひします。

・委員

〇〇です。参考のほうのこの資料7の今のD16でいうと、D16のD欄のところを見ると、今は2万5,300円が、前回の提案だと4万6,100円のところを、きょうの資料2を見ると4万900円にするという提案ということいいんですね。

それで、本当によくわからないんですけど、前回4万6,100円と言っていたのが4万900円になり、この差額分はなぜ縮めることができ、ここの分は一体どこからどうなっている。どういうふうに考えればいいのかというのがわからないので、教えてください。

・事務局

先ほど御説明させていただいたとおり、今回の保育料の改定の考え方自体は、私も、そこの軸となる部分については考え方は同じなんです。ただ、個々の階層、個々の世帯を見ていくと、やはり高所得者階層とはいえ、上がり幅が少しどうなのかといったところに配慮して、今回75%案というものを、ご提示させていただいています。

じゃ、その差額、前回のと今回の差額はどうかといえば、その差額分については、一般財源を投入することになります。

・委員

ありがとうございました。

・会長

ほかに。〇〇委員、お願ひします。

・委員

〇〇です。もうちょっとお聞きしたいのは、この3月までのかつての保育料の、旧保育料のやり方から、今やっている現行のやり方になったときに、全体的に値上げとなった方は大体どのぐらいになりますか。大体でいいです。

今では4割ぐらいの方は値上げになったということは聞いているんです。ちょっといろんな情報を聞いた中では。

・事務局

この前の1案、2案という、過去に子ども・子育て会議で制度の改正に合わせた保育料の改定時にお出しさせていただいた資料で、サンプル数が266の中で、プラスになる人、マイナスになる人といったと思うんですけど、プラスになった人掛ける大体5とか、6とかがその値上げ人数というんですか、額が、階層が上がった方と言ったほうがいいですか、は、いらっしゃるのかなと思うところです。

一方、前回のときにお示しさせていただきました資料の4と5が、旧基準のときの保育料の各階層の人数と現行なので、新制度に合わせた改定を行った後の各階層の人数というものを示しさせていただき、総合計から1人当たりを割り返しますと、旧基準であれば、1人当たりの月が1万7,352円です。旧基準が1月当たり1万7,352円。一方、現行の新制度に合わせた改定後につきましては、1月当たり1万7,367円といった形の変更になっているところがございます。

そういう意味からしましても、私ども前々からご説明させていただいたとおり、全体からすればほとんど変わらないので、新制度に合わせた改定につきましては、全体を見れば値上げだと私どもは認識しているところはないんですが、ただ、個々を見れば、当然プラスの方、マイナスの方がいらっしゃるので、そういった形になるのかなと思うところがございます。

・会長

いかがですか。じゃあ、〇〇委員。

・委員

4月から今、現行でやっている保育料の基準表があって、今回の、前回出された案と今回また新しく出された案があるんですけども、それに関しては、例えば前にやったときみたいに、シミュレーションして、これぐらいの階層の方が上がるとか、下がるとか、そういった部分というのは、データとしては何かありますか。

・事務局

前回にやったようなというのは、多分、各所得、例えばD1、D2、D3階層の方が2階層上がる、3階層が上がるということですか、今のご質問というのは。

実際に今回につきましては、いわゆる階層の金額を変更するものであって、前回のその新制度に合わせたときは、階層の区分というんですか、税額が幾らから幾らまでというのを変更するのとは違うので、今回につきましては、例えばですけど、D1、D3、D10からD16階層にいらっしゃる方は、3歳未満児のD10だけが現行より下がるんですけど、あとは3歳以上、3歳未満児のD1、D3、D10からD16につきましては、全てが値上げという形の整理になるのかなと思うところです。

人数的なものは、こちらの今回の資料1の例えばD10階層の3歳以上児の欄を見ていただくと、一番左端に金額が2万5,300円、真ん中に109人と書いてあると思うんですけど、2段目に1万2,650円、10人。これはD10階層の第2子です。

なので、乳幼児の数からすれば、119人がD10階層の3歳以上にいるので、ここに

については値上げという形になるので、この数字を足し上げていく形になります。ただ、第3子については、第3子軽減があるので、現時点についてはゼロという形になりますので、第1子と第2子を数え上げた人数が今回の適正なあり方の改定により、保育料が上げられる方という形になります。

・会長

はい、じゃあお願いします。

・委員

恐らく、今回のこの利用者負担のあり方など、保育料の見直しのところでの捉え方が多分、事務局側と例えば僕ら保護者とは違うのかなということを、今聞いてて思ったんです。いろいろ、例えば、全体的に見た中では値上げとはなっていないと。そういう捉え方もあるのかなという考え方はしたんですけども、だけど、やはり保護者にしてみれば、個々によって家庭があって、それなりの収入があり、そういう部分があるところだから、だから、はっきり言えば値上げなわけですよ。そういうふうに捉えたときに、やはりどれぐらいの世帯の方が値上げになるのか。それから、例えばどのぐらいの割合になるのか、そういう部分が本当に慎重に考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんです。

実際、今回、2月に、市長のほうから諮問書をいただいて、利用者負担と市の負担の適正なあり方。適正なあり方って何なんだろう。でも、それは恐らく、ここでデータで出ているように、負担割合の増をいかにどうするか。前回も別の委員の方がおっしゃってましたけれども、これだけ今まで東久留米市が負担していたんだから、ある程度仕方ないじゃないかという意見もありましたし、先ほど言っていたみたいに、全部の階層を見たときに、ここの階層とここの階層を比べたら、負担割合が違って、どうなのかと。そこを適正に負担するべきじゃないかと、そういう適正な部分はあるかもしれませんけども、本当に子育て世帯にとっての適正って何なのかと考えたときに、これだけの議論で進めていいのかなというところが、ちょっとあります。

単に金額だけで考える、負担割合とか、数字的なことで考えるんじゃないで、例えば、D16階層などは本当に所得は多いかもしれませんけれども、だから、皆さん全部が裕福な生活を送るとは限らないです。実際今回、きょう話し合いをするということで、保育園父母会連合会で、緊急でしたがちょっとアンケートをとらせていただきました。今の保育料に関して高いですか、安いですか。それとも満足しますか。前回出された市の案に関して、皆さん、どうお考えになりますか。安いですか、高いですか。実際これだけ集まったんです、皆さんから。短い期間にもかかわらず。

この中でもいろんな意見がありましたが、全体で大体268世帯からアンケートの回答をいただいたんですけども、本当にたくさんの回答。例えば、今の保育料に関しては安いという方が12世帯、ちょうどいいという方が128世帯。高いという方が124世帯。そんなに今の保育料に関しては、変わったけれども、まあまあそんなに高くないかなと思っている方もいらっしゃいましたけど、前回出た案のところでは、圧倒的に反対の方が228世帯、わからないという方が33世帯、賛成の方は6世帯という数字が

出てくるんです。

細かく意見一つ一つを見ていくと、例えば、やはりこれは所得が多いからといって、本当にそこで余裕があるわけじゃないんだと。例えば、上の子どもが中学生とかになると、いろいろ学費がかかったりする。そういうところで、やっぱり単純に所得が多いから大丈夫だろうという安易な発想はやめてほしいという意見もありますし、後は、多くの方の意見で共通しているのが、賛成の方も、反対の方も同じなのは、先に、今回、案だけ示されて、その値上げした分をどういうふうに使われるのかは何の説明のないまま、先に決まる形はどうか。

賛成の方、わからない方も、例えば、今回値上げして、ある意味、ちょっと収入が、収入というか、今まで市が負担していた部分が減るわけですよ。それがどういうふうに使われていくのか。そういうものが、ちゃんと説明してくれたら、賛成かもしれないという方もいらっしゃるわけです。

そういうのを考えたときに、前回、この数字のマジックのようになってしまうという委員の方も意見もありましたし、それはそうかもしれないなと思いましたけども、やっぱりただ単にここの中で、金額だとか、補助率とか、そこだけを話し合うのではなくて、やっぱり保育料の裏側には、こういったそれぞれの世帯の、お家の事情とか、ひょっとしたら介護もなさってるかもしれないなくて、いろんな事情があるわけじゃないですか。そういうものをちゃんと踏まえて見ていって、本当に東久留米市が、この保育料を通してどういう子育てのまちにしていきたいのか。それは、昨年まで私たちは子ども・子育て会議で話し合ったわけです、こういうふうにしていきたいと。そこにどう生かされているのか。その間の話がない中で、やはりぽんと案だけ示されるというのはどうなのかなというところが、連合会の会の皆さんの全体的な意見なんです。だから、全体的には値上げではないと言われても、個々にしてみれば、それは本当に切迫な状況があるの中で、そういう部分に関してはどういうふうにしていくのかなと。

・会長

よろしいですか。今の〇〇委員の質問に対してどうですか。

・事務局

まず、私どもが今回改定して、保育料を改定した場合、それはどういう形に使っていくのかというお話ですが、まず大前提としては、先ほど〇〇委員にもお話したとおり、現行におきましても、その国基準保育料 100%という形が、市の保育料を設定しているわけではないので、これもかなり乱暴な計算ではあるんですけど、去年度の保育料におきましては、大体 1 億 7,500 万程度の一般財源は投入して、保育行政を成り立たせているという現実があります。この保育料の補填分だけで。あくまでも国基準保育料と市の保育料の、簡単に言いますと、総合計があると思うんですけど、今回の資料 1 も総合計が書いてあるんですけど、総合計が 4 億 5,177 万円。これが大体、国の基準で五十数%になると思うので、その残額というのは一般財源を投入してきている現実がございます。

ただ一方、私どもとしては、平成 29 年度末までに待機児童を解消していくということを目指しまして、当然、現状の保育サービスでありますとか、幼稚園を含めたサービスであります。その中で待機児童を解消できない分というのは、整備していかなくちゃいけないということになると思います。そういったところに、今回の保育料の改定というもの、また、認可外保育施設の助成金につきましても、この子ども・子育て会議でご検討いただいておりますし、本日もいただく形になると思いますが、こちらの具現化に向けても、今回の保育料改定分のようなものを充てていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

・会長

はい。

・事務局

すみません、私のほうからもちょっと補足といいますか、お話をさせていただきますけれども、前回の議論でも、また今回も若干触れておりますように、私どもの市のこの保育料の整理の仕方をもう一度申し上げますと、各資料にありますように、D 1 から D 16 という階層を持っておるわけですが、私どもの市のこの階層の状況が、資料の 3 などと比較して、3 はグラフになってますけれども、つまりは、ここで再三になりますけれども、いわゆる中間的な、例えば D 4 から D 9 ぐらいの階層の方々の所得に応じた負担割合というものが右側のほうに、この資料 2 の中の右側のほうにはパーセンテージで出ているわけなんですけれども、これに比べまして、D 10 から D 16 の方々の所得に応じた負担割合というのが、グラフでも示すように少なくなっている状況があって、市としては、こういったところをさっきの説明のように、この中間的な階層の平均と同じぐらいのレベルに改定をしていきたいという考え方をお示ししながら整理をしてきた経過があります。

そういったことを鑑みて、先ほどの説明と重複になりますので、詳しくは申しませんけれども、前回から今回の経過を経て、今回【B案】という形でお示しをした経過があります。

また一方、先ほど〇〇委員がおっしゃったようなこと。例えば、私どもとしても、例えば〇〇委員のご意見が、ちょっと私が言っていることと違ったらごめんなさい、それはちょっと訂正していただければと思うんですが。いろんな世帯の方がいらっしゃる。そのとおりです。本当にそれで個々の事情があってということで、じゃ、その一つ一つの世帯にそれこそ着目をして、本当に適正な保育料というものが設定できるかといえば、大変これは困難な話ということは、〇〇委員もおわかりだと思うんです。

そういったところで、私たち東久留米のみならず、全ての自治体の物の考え方としては、一つの指標なりなんなりを置いたこと。今回、東久留米ではこういった指標を持っていますけれども、こういったところで、皆さんに共通のいわゆる物差しといいますか、そういったものを採用しながら、まさに公平という視点も含めて保育料というものを設定していくということが基本的な考え方なので、そういったことを考えたと

きに、前回から今回の整理のように、子どもはそういう考え方のもとに、この整理をしたんだということを改めて申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

・会長

それでは、はい。

・委員

〇〇です。つまり、ここで2号認定の方々のその所得階層に応じて値上がりした部分の一般財源から投入している金額が、この資料1のように、こういう数字が出てきた部分については、子育て支援なり、待機児童対策に使われるというふうに理解してよろしいのでしょうか。ほかの子育て関係じゃないところに回ってってしまうということがないということを、ひょっとして〇〇委員は確認したかったんじゃないかと思うんですが、皆さんもそうおっしゃっているということですよ。

・会長

いかがですか。

・事務局

今回の保育料改定部分による増額につきましては、先ほども言いましたとおり認可外保育施設の保護者補助金を創設したほうが良いという、この子ども・子育て会議でご答申いただければ、それを初めとした待機児童解消策等の需要の高い保育行政全般に充てていきたいと考えているところでございます。

・会長

いかがですか。じゃあ、〇〇委員、お願いします。

・委員

〇〇です。さっき示された資料8の棒グラフのこの平均化しているという説明は、やっぱり行政側の説明であり、きょういただいた資料1を見てみると、さっきの説明で、D10階層が109人、第2子は10人、第3子はゼロだということの説明ですけど、単純に今、足して、半分近くの人が値上がりするんじゃないかなというふうに思っています。

公平さというふうにお話がありましたけれども、保護者としては、私も上がった、うちも上がった、うちも上がったのよということであり、先ほど、〇〇委員からもあったように、じゃあ、それが確実に何に生かされるかということが市民が納得しないと、難しいかなと思っています。

私はこの会議に出たときに、ニーズ調査をして、本当にいろんな、小学生2年生の子たちも広げて、皆さんのニーズをとったということと、その中から、本当に安心して保護者が子育てできるということと、子どもが本当に伸び伸びと育つという、ここ

を大事にしたいということを考えると、値上げが、公平さ、公平さと言うんですけれども、本当に緊迫したところで生活していると思います。子どもの貧困問題も6人に1人という話もありますし、ごはんが食べられなかったり、遅くまで仕事をして、本当に余裕がない保護者のもとで手があがるのもあるんじゃないかとか、そういうことを考えると、小学校段階に上がったときに、本当に心も豊かに育ち、親もちょっとした余裕を持って子育てをしていくことが、その後の子ども、小学校、中学校に行って、子どもが伸び伸びと確実に賢くなり、友達と仲よくできる子どもを育てるには、やはり公平だというそのただ一点では、本当に冷たい説明かなと思います。

じゃあ、誰に生かされるのかとか、どこに生かされるのかという見通しと実感がないと、やっぱり保護者は納得できないし、それまで東久留米で子育てしたいな、子育てしてきてよかったなと思って来た大先輩たちは、やっぱり、それはもう東久留米は、その看板を下げたんだというふうに思わざるを得ないのは、とっても悲しいことだと思っています。

先ほど、年間で何億というお金がかかっているというふうな説明がありましたけど、私は前回も言いましたけども、東久留米として子育て支援にこれだけ子どもたちのためにかけているんだというふうに自信を持っていることのほうが大事なんじゃないかと思っています。

以上です。

- ・会長

事務局、お願いします。

- ・事務局

もう一度資料2のところも見ながらということになりますけど、今のいわゆる〇〇委員がおっしゃっていたように、例えばうちも上がったのよ、うちも上がった云々というお話があったと思うんです。資料のほうでも説明したように、今私どもの着眼点といいますか、考え方としては、中間のところ、ねじれの部分も含めてということになれば、D1からD9階層という部分に関しては、ねじれの部分を除きますと、今回、私どもとしては現状を維持していくという考え方をとっております。

ですから、逆に〇〇委員がおっしゃるように、全ての世帯に改定をということで、簡単に言うと、言葉でなんですけど、例えば全ての世帯にやはり値上げをという考え方ということ、それは考え方としてはあるのかもしれませんが、〇〇委員がおっしゃるように。ただ、私どもとしてはそういうことではなくて、やはりいろんなことを鑑みて、そしてこの中間のところに関しては、今所得に応じた応能の部分としては、一定の割合の負担をさせていただいている。一方、D10からD16の階層に関しては、それらの負担割合に比べると、まだ低いのでということもあって、そのところはやはり私どもとしては改善をというふうに考えております。

先ほど〇〇委員が貧困のお話をされましたが、特にここで数字的なことを申し上げるつもりもないんですけれども、貧困の世帯の基準というものがあって、その基準のところとの照らし合わせを考えれば、今回のD10階層のところよりは、例えば貧困と

いうことの基準の内容からすれば、ちょうど中間の前半のぐらいのところに該当する方々のところを貧困の世帯として今国のほうは位置づけておりますけれども、そういった点でも、貧困の話はちょっと置いておきますけれども、今申し上げたように、私どもとしては、それは委員がおっしゃるように全ての世帯に改定を、いわゆる値上げということで全ての世帯に、上げるという考え方も確かにあるかもしれませんが、私どもとしてはそういうことではなくて、今申し上げたように所得に応じた負担割合ということに鑑みて、今回こういった整理をさせてもらったということでございます。

・会長

はい、それではお願いします。

・事務局

振り返ってみれば、前回のお示しさせていただいた資料6のグラフを見ていただきたいんですけど、現行の保育料の負担割合のグラフですよ。資料6ですよ、前回の。平成27年5月22日——すみません、資料8です。失礼しました。資料8ですよ、ごめんなさい、資料6じゃないです、資料8ですね。

これが現行の保育料の負担割合、各階層の収入において、収入をベースに考えたときに保育料をどれだけ負担していただいているかというグラフなんですね。

なので、先ほど事務局もご説明させていただいたとおり、D3からD9というところが、収入に対する保育料の比率が高くなっている。一方、D10階層以降については、3歳以上児は年収幅が100万ぐらいずつ階層ごとに違うんですけど、保育料自体は100円とか200円、300円しか変わらないので、当然のことながら右肩下がりである負担割合というのが下がっている現状があります。こういった現状があります。

今回も【B案】という形でお示しさせていただいたんですが、D10階層以上については、その部分は一定程度D3からD9の平均値に近づくような形でシミュレーションし、結果としてD10からD16階層の人数については、3歳以上は大体550名弱ぐらい、3歳未満児については350名強ぐらいの人数がいらっしゃいます。

ただ、私どもは先ほど事務局からご説明させていただいたとおり、人数が何人というよりは、いわゆるその階層の部分が応能負担割合、収入に応じた保育料の設定が非常に低くなっている現実がありますので、そこについては一定程度ほかの階層と同じ負担をしていただくという形で引き上げたシミュレーションをしたんですね。

一方、市民税所得割額が低い階層、D1とD3階層については、1号認定と2号認定のねじれを解消するために、今回値上げという形を出させていただいているんですが、ここについては実際に1号認定、認定こども園の幼児教育を受けている子であるとか、あと新制度になった幼稚園に通っている子が1号認定になるんですけど、1号認定における保育料のD1階層相当の子というのは、やはり14人いるんですね。この14人については、D1階層の保育料より高い金額を幼稚園に通っているながらお支払いいただいていると。保育園というのは、保育短時間であれば8時間までのサービス、保育標準時間であれば11時間までのサービス、一方、幼稚園の幼児教育は基本4時間になりますので、4時間お預けになるんですけど、現行のD1階層より高い金額をお支

払いいただいている子が14人いると。また、D3階層についても、9件、そういったケースがありました。

そういった意味からしても、その部分については今回の【B案】におけるD1、D3は、最低でも1号認定の金額までは引き上げることとし、これ時間割にすればもっと高くなっちゃうんですが、あくまでも同額程度はやはり引き上げるべきではないかといったことを鑑みまして、今回差額分を改定分としているところでございます。

また、具体策は何なんだというお話しいただきました。これは子ども・子育て支援の事業計画を策定する際にも、具体的にどんなことをやっていくのかといったご意見多々いただいたと記憶しています。ただ、私どもとしては、数値目標なのですといったお話をさせていただいてきたところです。

簡単にでは具体策、目にわかる形が何なのかといえば、私どもは子ども・子育て支援事業計画で計画しています待機児童ゼロに上げるためには、こういった形で特定教育・保育施設については定員を確保し、地域型保育についてはこういった数字で定員を確保すると、これの具現化のために今回の保育料の改定分というのは使ってまいりたいと。

あとあわせまして、繰り返しになってしまいますけど、認可外保育施設保護者助成金が創設された暁には、その財源にも充てていきたいと考えているところでございます。

・会長

はい、どうでしょうか。では、〇〇委員、お願いします。

・委員

2月に市長から諮問をいただいて、大体4回目ぐらいですよ。こういう保育料のこととか、いろいろなことを話し合うのが。今まで東久留米市の歴史の中で、保育料を決めるときは大体ほぼ半年から1年かけてやってきた。それでもやっぱりいろいろな意見があって、それでも何とかまとめてきたという部分があった中で、やはりこういう保育料のことを決めるというのが、これを4回、5回で決めるのは、とても難しかったんじゃないのかなと、そういうふうに強く思っているんですね。

多分今回のこの諮問を受けて話し合った内容が、まずねじれがあったこと、それから、各階層における市の補助率をある程度パーセンテージを同じにしている。それで、しかも安くするものなのかなと。そうじゃなくて、本来ならば、東久留米市の財政事情が、市全体の予算の中で保育にかかる予算はこのぐらいなんですよと。本当はこういうことをもっとやっていきたいんだけど、特に財政事情がいろいろ厳しいから、だけこのぐらいやっぱり予算をつくりたいなど。

そういう中で、例えば申しわけないけど、利用者の皆さんのこういった負担をいただきながらちょっとやっていきたいんだとか、そういうものがあるのであれば、またそこでまたそういう部分をまず、ベースにしたり論議をしたりとかしながら、例えば市の事情だとか、こちらの事情も話しながらちょっとできたと思うんです。

でも、今回ののは、そういうのが抜けた中でやっているの、これちょっと同意でき

ない部分があるのかなというところと、あと前回ちょっと意見しましたが、今回仮に、この案に決まりました。前回の話ですと、来年の4月からという話でしたね、これ保育園に対しては、これで行くのは。

しかも、向こう何年間、新しい保育料のこの基準でいくのか、でもそこはわからないという話でしたよね。でも、大体今まで東久留米市というのは、4年に1回のスパンでやってきた部分があったわけですが、例えばきょう、いただいたたくさんの意見の中で出てるのが、まずは、子育て支援法が新しい制度に変わるけれども、今までの例えば保育内容、保育の質あるいは保育利用料変わりませんと、そういうことはないようにしていきますと言っていましたけども、実際は値上げが出たわけじゃないですか、4割近い方が、個々で言えば。

国なり、保育内容の階層もそんなに変わっていない。例えばそういうこともあったりとか、前の保育料のやり方が、この3月から4月で変わった。また、9月に変わるんですよね、新しい保育制度の、保育料が幾らになる、9月に1回変わるんですよね、今回。変わるといふか、いわゆる所得のこれの……。

変わる方変わらない方いらっしゃるんですけど、9月のところでそういう方もいらっしゃる。これで今回のこの案はそうやって議会を通れば、また4月に変わる。そうやって変わって変わっていく中で、本当に子ども・子育て会議でやっていること、子育て支援と、本当に支援になっているんだろうかという意見も実際あります。

やっぱり消費税に関しても、国に関しては子ども・子育てあるいは高齢者、そういう部分に全部使いますと言ってますけども、そういう実感が持てない。そういう意見が多数あるわけですよ。そういうのを考えたときに、やっぱりただ、今回上げました——上げましたというか、変えました。上がった分は子育て・保育全般に使いますと言ってますけども、それが具体的にどういうふうに使われていくのかとか、そういう部分のところまで説明していかないと、やっぱりこのままでは納得ができないのではないかなという部分が大きく思います。

とにかく一番は、やはり本当に私たちもちゃんと市に税金を納めてるわけですから、税金の使われ方の部分もあるわけですから、そういうところでは説明責任があるんじゃないかと思います。こういう案出した中で、なぜこういうふうになったのか、これで今後どういうふうにしようと思っているのか。これは私たちがこの間まとめた子ども・子育て会議の事業計画のところはどういうところに反映されていくのか、そこまでの丁寧な説明がないと、ただ今回こういうふうにしただけでは、市に対しての反発で終わっちゃうんじゃないかなと。やっぱりそれはあつてはならないことだと思いますし、本当に市の立場だとか、財政事情だとか、いろんな部分のほうの理解を得ても、子育て世代のいろんな事情も話す中で、ここを理解してもらいつつ、こういう中で共有していく中でやっていくのが一番今大事なんじゃないかなと。

だから、金額どうのこうの、話は違うかもしれませんが、きょう恐らくこの後ここで話をして、じゃあ、どちらにやりましょうか、どういうふうにしましょうかという話になると思いますんで、次回はこの答申案はこれでいいでしょうかと話していくと思うんですけども、それで終わるのではなくて、ぜひそういう子育て世代とか、市民の皆さんに丁寧な説明とか、そういう場面を設けていただきたいというのが一つある

んですが、どうでしょうか。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

まず、1点、2点私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今後の保育料の改定、今回改定したとして、では、その先どうなるのかというのが未定といった理由ですけど、当然いろいろな社会情勢とか、制度も今のまま行くのか、いやいや公定価格とかってまた見直されるのかちょっとわからない中で、今後どのタイミングで保育料を改定するんですかっていうのは、わからないというよりは未定ですといった形でお答えさせていただいたところなんです。

過去を振り返ってみれば、私の記憶によるところもあるんですけど、過去においては、実際に例えばですけど、平成20年の4月1日の改定するとき、税源移譲による改定とか行っているんですが、これはあくまでも所得税の考え方が変わったことによる改定であったと記憶しています。

また、平成19年4月1日の改定は、多子軽減を考えるときの考え方として、保育所のみから幼稚園にも拡大すると、そういった幼稚園に入ってる子ども数え上げるというような改定も行っているところなんです。

そういったことを振り返ってみれば、本市としては平成17年10月1日にひとり親の階層区分を2区分に変更しているので、このときは確かに保育料改定と言われるものであるんですが、その他のものを見ますれば、例えば第3子以降の保育料を100分の10から無料にするとか、そういった改定なので、実際には平成17年10月1日、このときの改定しか、近々ではないのかなと、平成12年までさかのぼってみても、この平成17年10月1日ときのひとり親を2区分に変更したのが唯一の改定だったかなと記憶しているところなんです。

そういったことに鑑みましても、いろいろな制度が変われば当然改定の可能性がありますので、あくまでも今後については未定というお話をさせていただいたところなんです。

また、具体策のお話しなんですけど、先ほど今年の4月1日の待機児童数ゼロ歳から2歳が83名いましたと。一方、私ども毎年決算の審査を議会にさせていただくときに、資料としてお出ししています1人当たり、保育所、認可保育所等の1人当たりの市費負担額というのが、私立保育所であれば、1人当たり62万の市費を負担していますよといった資料をお出しさせていただいているんですけど、これを掛け合わせれば5,150万程度になると。

一方、近々だと駅前西口にありますが、いちご保育園、こちらのほうが60名定員で新規にこの4月から開園したんですけど、こちらの運営費の市費負担につきましても、4,500万程度負担しております。今回の増減については4,500万なので、余り具体策をそれだけにしてしまえば、認可保育所を1個つくって終わりなのっていう話にもなりますので、なので、私どもとしては、子ども・子育て支援事業計画の待機児童解消

口にする数値目標立てていますので、そのための財源に充てていきたいといった形でお答えさせていただいているところでございます。

・会長

今の説明の、はい、事務局。

・事務局

続きまして、残りの数点は私のほうからもお話しさせていただきたいんですが、まず、市長からの諮問が2月にあったというところで、利用者負担の適正なあり方についてのご審議のスケジュールをご提示させていただいたところです。その2月から数えれば6回の会議でこの内容をご審議いただくという予定とさせていただいています。

また、2月26日には、多くの資料を皆さんにごらんいただきながら、先ほど市全体の財政状況というお話しございましたけれども、このたびの諮問の内容としましては、新制度におけるというキーワードもございますので、いわゆる子育て関係の特定教育・保育施設や学童保育所等に特化した中で、市の子育てに関する財政の中のどれだけ、例えば学童保育所の運営費の中で利用者負担をいただいているのか、また、特定教育・保育施設等の全体の運営する中で、利用者負担をどれだけいただいているのか、また、市の一般財源からどれだけ支出がされているかという、そういった全体の財政状況も含めて共通認識いただきながら進めさせていただいています。

また、市長からの諮問の中にあります斟酌する視点、例えば特定教育・保育施設に限ってみれば、市が定める認定区分ごとの利用者負担額と、国の基準の利用者負担額との関係というところで、先ほども〇〇委員からもお話がありましたけど、いわゆる半分近く、市からの一般財源による補填も含めて、そういう状況にあるという現状。それから、前回の会議でもお示しさせていただきましたけれども、過去5年間、次世代育成支援行動計画の期間における施策の実績としまして、366名の定員増を図る中では、約3億円を超える一時経費の支出があるということとか、1億1,000万円を超える毎年の経常費も発生しているということも含めて、提供体制の確保に伴い発生する一時的な設備補助や経常的な運営費、こういったものもご説明させていただいたところです。

その上で、先ほどもお話出ております市が定める1号認定と2号認定の利用者負担額の公平性や、市が定める各所得階層における利用者負担額の応能負担割合、こういったものを具体的にいろいろ勘案しまして、資料としてご提示をさせていただいているところです。このいわゆる市長の諮問書にございます斟酌する視点というのは、裏を返せば現在の保育料等にかかわる一つの課題であるということも見てとれるところということで進めさせていただいております。

なお、参考でございますけれども、前回の保育料の改定の審議経過として、社会福祉審議会の答申を以前こちらの会議にもお示しさせていただきましたが、その際も、今回の予定同様、6回の審議をいただいて、答申取りまとめという形にいただいたところでございます。

・事務局

説明の場というお話もあったかなと思っています。

今回、私どもにつきましては、この利用者負担の適正なあり方自体は、来年の4月から適用してまいりたいと思っております。そういうことを考えますと、当然11月からは来年度、28年度4月1日向けの保育所入所のしおりを配布いたしますので、そういった中におきましても、当然今回ご答申いただき、議会で条例が通ればそういった改定を行っていく旨でありますとか、そういったものは丁寧に説明してまいろうとも考えていますし、周知は図ってまいりたいと考えているところでございます。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

一つちょっと言い忘れてしまったんですが、先ほど〇〇委員から、前回お示しした案を【A案】とさせていただきますと今回が【B案】ということで、それをきょうの会議でどちらか決めるというお話があったかなと思いますけど、きょうはこの資料として、新たに【B案】という形でお示しさせていただきましたが、最終的には次回の会議で答申案を含めて取りまとめいただくという予定でございます。

・会長

よろしいですか、はい、どうぞ。

・委員

今、2号認定に当たる保育所に通うお子さんの保育料を今皆さんで論議していますが、今回の子ども・子育て新制度というのは、今まで加わっていなかった幼稚園や認定こども園部分が加わって、子育て、就学前の全ての施設についてのいろんな制度ということになりまして、思い出していただければ1号認定については、つまり幼稚園部分、4時間保育をするお子さんの保育料については、国基準どおりということで、市からの援助というものが幼稚園に通っている保護者の方にはありません。

ニーズ調査のあたりを見ると、やっぱり保育所と幼稚園に通っているお子さんの割合というのは、余り変わらない割合だということになると、本当にそこら辺を総体でみんなで考えていかないと、今回の制度が変わった形での東久留米の子育て支援というのを、一部分だけっていう考え方をちょっと捨てていかないとどうなのかなってうので、私はこの中で、家庭的保育室に入っていらっしゃったり、認証、その他の認可外の方というのは、決してそこを選んでというよりも、先ほど来お話が出ているとおり、認可保育所に入れないということで、そういう選択肢をされた方に補助が始まるというのは、今回の制度変更で可能になっていく部分なのかなと思うので、そういうほうを、やっぱり同じお仕事を持っていて、小さい子を持って、同じように市税を支払ってという方たちになるので、そっちにしっかり子育て支援のお金として使っていただく。あとはやっぱり私立幼稚園の預かり保育等々についても、うちなんか11時間開

所していますが、市から何か援助をいただくというのは一切なく、自助努力でやっております。

そういうことを考えると、そういうところを利用せざるを得ない子育て家庭もあるということも、しっかりトータルで考える必要は私は制度が変わったのであるんじゃないかなと思いますので、この金額がどうのこうのということ以前に、全体で子育て家庭がどこの家庭も、少しでも子育てがしやすいような制度設計にしていくというのが大事じゃないかなと思いますので、ちょっとこの手の話をするとなかなか厳しくなっちゃうと思って、最後まで言わないつもりだったんですが、やっぱり今、私がここで集まってやっているというのは、保育所の保育料は本当に一部で、全ての子育て家庭の制度ということを、ちょっともう一度思い出していただきたいかなと思って、お話しさせていただきました。

・会長

ただいまの意見に何かありますか。はい、どうぞ。

・事務局

今、〇〇委員からご説明あったとおり、まず1号認定、新制度にのった幼稚園でありますとか、認定こども園において幼児教育部分というのかな、そこを受けられる方につきましては、今回の新制度におきます公定価格の国基準保育料と同じ額、国基準保育料100%という設定でさせていただきます。

また、補足なんですけど、今回のねじれが発生しているD1とD3階層については、1号認定利用者については就園奨励費補助金という、これまであった就園奨励費補助金につきましては、それを加味した形の保育料設定になっています。また、東京都で行っています私立幼稚園保護者負担軽減事業補助金、こちらについても、加味した形で、それでもねじれが発生してるといったのが、D1とD3階層であったので、ここについてはその差額分については、増額という案を出させてもらったところでございます。

もう一つ、認可外保育施設保護者助成金につきまして、今お話しさせていただきましたので、それについては事務局のほうからご説明させていただければと思います。

・会長

では、お願いします。

・事務局

すみません、そうしましたら私のほうから同じく利用者負担の関係で、これまで事務局からお話しさせていただいた中にもございました認可外保育施設保護者助成金についてご説明させていただきたいと思っております。

資料の7をごらんください。認可外保育施設を利用する際の利用者負担と新制度に変わりました後、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担との格差を解消する観点から、認可外保育施設の保護者助成制度を創設したいとい

うふうに考えております。

この制度の助成額につきましては、第1子については月額5,000円、第2子以降については月額7,000円とするとともに、例外的な部分として、認可施設利用と認可外施設利用との間にねじれが生じないように、制度内で配慮をしていきたいというように考えております。

こちらの財源につきましては、ただいま事務局のほうから述べさせていただいたところでもありますけれども、このたびの利用者負担の適正なあり方の検討を踏まえ、保育料改定分等を充てていきたいというように考えております。

こちらの事業の費用の試算ですけれども、その下の表をごらんいただきまして、一部所得制限、市民税所得割額が25万6,300円以下の世帯を対象とさせていただいて、平成27年4月在籍児童から試算した人数を用いまして、試算いたしましたところ、633万6,000円ほどの費用が年額でかかるものと考えております。

以上でございます。

・会長

よろしいですか。

それでは、ほかの委員の方で何か発言ございますか。

・委員。

〇〇です。今〇〇委員からもご意見がありましたけど、保育料が余りに安くなってしまって、働き続けよう、あるいは仕事について働こうといった場合に、保育料が幾らかというのは大変問題になると思うんですけど、家庭全体としてはすごくあるけど、女の生き方だとか、私はこういうふうに生きたいとかいろんな問題、考えがあると思いますが、私は子どもを預かる側として、いろんなお母さんを見てきて、本当に頑張っしてほしいなあとか、頑張っているなという方もいらっしゃるけれど、何か親の思いがふらふら揺れたり、求職しようとするといろんな方いらっしゃるんですが、それで、保育園は入れたになりますね、幼稚園は入る、例えば入るとか入れるんですけど、保育園は入れる、入れたらもう権利でそのままってなりますけれども、次の子ができたからやめてしまふとかいろんな方がいらっしゃるんですね。

私たち家庭的保育などでは、今また変わったと思いますが、とても市の補助があつてとても安くて預かってもらえる市なんかもありましたけど、そんなに安いんで預かっちゃあ、私はいけないんじゃないかなと思ったりもしていました。

ですから、幼稚園に入るまで頑張っつて、子どもが親と一緒にいたい年月ってそんなにないし、子どもとともに過ごせる年月も短いんですけど、日本中は子ども生まれたらすぐに預けるところを探して、みんな預かってもらう国になるのはとってもやっぱり不安だなと思っています。全体的に考えて、家庭でも夫婦でいろいろ考えて、これから先のことも考えたような選択が必要なのではないかなと思っています。

・会長

どうもありがとうございました。いかがでしょうか、時間もそろそろ来ております

が、次回、また議論を持ちまして。

・委員

今の認可外保育施設の助成金のところですけども、市民税所得割額が25万6,300円以下の世帯を助成対象としたと書いてありますよね、それを対象にした助成にするというふうに捉えていいですか。それとも、前に、あり方委員会でやったときの答申書のときは、たしかそういうそこまでのものはなかったと思うんです。そのときは、月額1万円上限とか、助成をつくるとか、それが1万円になるとその後、事務局のほうとか、市議会のほうで、それなりのところでまたいろいろ話を変わってきた、5,000円か6,000円ぐらいだったと思うんですけども、このときのこういう対象の部分があったのか、それとも今回初めてこういうふうに出したのか、これから出た経過等もちょっと教えていただけますか。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

今回このような資料をご提示させていただきました。まず、そもそもの認可外保育施設保護者助成金というのは何だろうって考えたときに、認可外保育施設を利用する際の利用者負担と認可保育所等を利用しているときの利用者負担の格差解消、これを格差是正を行うものとして認可外保育施設保護者助成金というものは創設すべきだろうと、事務局も考えていますし、この子ども・子育て会議の委員、また前回の社会福祉審議会の各委員からも、そういったお話があったと考えているところです。

そういった意味からすれば、認可施設利用と認可外施設利用、同一人物が認可保育所などを利用した場合と、いや認証保育所みたいなものを利用しているときで、逆に認証保育所のほうが安い場合も過去のケース、10ケースをお示しさせていただいたとき、9ケースについては認可のほうが安いんですけど、1ケースだけは認証のほうが安いといったようなこともあったと社会福祉審議会の資料のときにはあったと記憶しているところです。そういったような形は、ねじれが生じないように配慮するような制度にしていきたいなと思っているところです。

一方、市民税所得割額が25万6,300円以下の世帯を助成対象とした場合の金額というのは、これはあくまでも大体認可外保育施設保護者助成金を創設した場合に、どれぐらいのお金がかかるのかっていうのを算出するときに、私どもとしては平成25年度の当初予算に計上した際に、所得制限を設けました。そのときが25万6,300円っていう考え方だったんで、今回、総費用を計算するに当たって、所得制限を用いたもので、費用が633万6,000円程度かかるんじゃないかという形で、資料としてご提出させていただいたんですが、では、25万6,300円っていうのを所得制限を設けるかどうかというのは、まだ決まっているところではないです。

ただ、先ほど言ったとおり、認可施設利用と認可外施設利用の格差解消っていう形で、この認可外保育施設保護者助成金ありますので、それが逆転する、1号と2号の

ねじれっていいですけど、認可施設利用と認可外保育施設利用で、認可外保育施設利用のほうが、例えば助成金をもらっちゃうと認可外保育施設の利用のほうが安くなっちゃうとといったことってというのは、配慮していく必要性があるのかなど、制度をつくる時、そこが大前提としてございます。

なので、あくまでもねじれが発生しないように、所得制限を用いて、例えばDの10階層以上であれば、ねじれが発生するというのであれば、D9階層以下、認可でいうD9階層の所得以下という形の所得制限を設けることになりまして、いや、所得制限でそれがねじれがもう賄えないという話になれば、また違った方策は考えていきたいと思っているところです。

ただ、一つの例として今回25万6,300円という所得制限を用いた場合には、633万6,000円程度かかるんじゃないかという資料をお示しさせていただいたところです。

・会長

いかがですか。はい、〇〇委員。

・委員

東久留米市内の認証保育所のいろいろの保育料とか、私にはちょっと今はわからないんですけど、僕の働いているところでは、認証に預けてた職員がいるんですが、その場合は、月曜日から金曜日まで、通常の保育料でいえば、そんなに認可とは変わらないんですけど、そこで延長保育を利用する、あるいは朝早く利用する。そこでまたお金がかかる。土曜日は別料金になる。その上でまた、時間によってプラスが出る。そうすると、本当に普通の認可保育所の倍ぐらいの値段になっちゃうということだったんですね。

だから、確かに認証とか、そういうところを利用するといっても、その人の利用する時間によって、それが安くなるのか、高くなるのかといういろいろな部分があるので、本当はこれに関しても、認証保育所を利用する人たちの声とかも聞きながら、実際どういうふうにしていくのかということをご提案できたらよかったんじゃないかなと思うんですが、もう時間がないのでこれはまた、それから、これで確定しましたということではなくて、そういう課題もあるという部分は、何かしら答申のまとめるところでは意見として入れていただきたいなと思います。

・会長

それでは、よろしく申し上げます。

・事務局

おっしゃるとおり、認証保育所自体、特に認証保育A型と13時間保育が大前提です。ただ、13時間の保育を設定した保育料でやってくれるかというのと、延長保育などを設定しているところが多々ございます。

一方、認可保育所については、保育標準時間であれば11時間、保育短時間であれば8時間までの保育料というのは認可保育所の保育料で保育を受けることができるので、

そういったことも踏まえながら、ここの資料に書いてあるとおり、認可施設利用の場合と認可外施設利用の場合にねじれが生じないような配慮、方法を少し検討してまいりたいと考えているところでございます。

・会長

それでは、きょう、前回含めてかなりの論点と申しましょか、議論する点が明確になってきていると思いますので、きょう出された意見を踏まえ、また再度、次回議論するというところでよろしいですか。

それで、大事なことはやはり今回の保育料問題については、新制度に制度が変わったということで、幼稚園を含めて認定こども園あるいは認可外等々含めて、その点はこうやって判断せざるを得ないということをもう一度思い浮かべながら、何が一番適切なのかということ判断せざるを得ないと思いますので、そのことをぜひ次回までに考えていただきたいと。

・事務局

それでは、続きまして、同じく次第3の子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について、事務局よりご説明をお願いします。

・事務局

それでは、資料4・5を用いまして説明をさせていただききたいと思います。

まず、資料4でございます。これにつきましては、前回〇〇委員のほうから、以前の社会福祉審議会に出したときの資料と同じもので最近のものはということがございましたので、資料として出させていただきました。

これにつきましては、現行で新しいものとしては26年度、昨年度に取りまとめをした資料でございまして、実績の部分としては平成25年度の実績でございます。一般的に見ていただきますように、決算、一般財源と都補助、保護者負担とかいう形で掲載されております。

ここで、この前も保護者負担とかいう部分のところの比率、ここでいきますと、Eという欄でございますけれども、〇〇委員のほうからも比率のことのお話ございました。

ただ、これにつきましては、決算の数字でありますので、未納の方もいらっしゃったり、また、例えば府中の場合でも、保育料につきましては5,000円ですので、育成費5,000円ですので、同じ額なんですけれども、保護者負担率というところであれば29%でありますし、また逆に、下のほう多摩市で見ただけであれば、育成費5,000円ありますけれども、規模によって結果的に保護者負担率は9.1%という形ですので、学童保育料の額だけではなく、運営規模によってもこの保護者負担率というのは変わることをご説明させていただきたいと思います。

また、表の中の武蔵野市を一つの例でとっていただければよろしいかと思いますが、保育料5,000円ありますけれども、18.8%という保護者負担率であります。これとは別に保護者会のほうに、父母会のほうに間食費、おやつ代として別途2,000

円を支払っているという形がございます。結果的には保護者負担 5,000 円プラス 2,000 円で 7,000 円という形がありますので、この保護者負担率だけの数値をもって比較はできないということをご理解いただければよろしいかと思えます。

次に、資料 5 のほうで説明させていただきたいと思えます。

これまでに保護者負担、利用者負担のところの案につきましては、1、2、これについては既にこれまでの間に説明をさせていただいております。利用者負担のところは、基本の部分としては 6,600 円、月額。そして多子軽減というところで、第 2 子についてはその半額月額 3,300 円、第 3 子以降無料とする。これにつきましては、既にお示しもさせていただいたところであります。

今回、3 の追加というところがございます。応能負担についてという形でございます。現行、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯については、申請により学童保育所の利用者負担が免除されております。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における 2 号・3 号認定、いわゆる C 階層の設定による低所得者世帯への配慮に鑑み、市民税均等割のみ課税世帯については、申請により利用者負担を月額 2,200 円とする。

なお、当該世帯に係る多子軽減については、減額後の利用者負担に対して第 2 子については、その半額（月額 1,100 円）、第 3 子以降を無料とすると。この分につきまして、今回追加としまして、利用者負担の案としてご提示させていただきたいと思えます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。

では、この件について何か意見ございませんか。どうぞ、〇〇委員、お願いします。

・委員

質問です。東久留米市の E の保護者負担率が、平成 26 年度 16.7% という数字が出ていますが、5 月 22 日に配られた資料 3 の 6,689 円の根拠となっている、この資料のこれでいくと、新しい提案だと、この④の利用者負担のこの 22.7% というのがこの E に当たる数字と考えるんですか。

・事務局

はい、基本的にはそうなんですけども、この 4 の今委員がおっしゃった、いわゆる理論値のところの 22.7%、これは定員の 1,040 名をそのまま全員が 5,000 円支払っていただいたという形で、免除の方の数字はここでは反映されておられません。22.7% は全て 5,000 円という形で設定した場合ですので、ですから、結果的には生活保護または非課税の世帯の方については免除となってきますので、あくまでこの 22.7% は現行で 27 年度における理論値という形です。

資料 4 のほうの 16.7% については、既に当然免除の方についてはゼロで免除ですので、ここには数字には結果的に反映されていない形になりますので、ただ、この 16.7%

も実際免除がなされた場合を考えた場合は、当然パーセントは上がってくるという形、ですから、実績と理論値のどこでは数値は変わってくるという形でありまして、この利用者負担4についても、月額5,000円として計算しておりますので、実際免除の方が出てくれば、このパーセンテージは結果的に下がってきて、一般財源からの持ち出しと、市の負担がそこでふえてくるという解釈になります。

・会長

はい、事務局、お願いします。

・事務局

ちょっと補足させていただきますと、ただいま〇〇委員がおっしゃられた前回の資料のほう、こちらは平成27年度の当初予算の額に対する理論値の、先ほど事務局が申しました1,040人が皆さんが5,000円を払った場合のパーセンテージとさせていただきます。

一方、本日お配りした資料4につきましては、これは25年度の決算から算出したものであるとともに、先ほどの資料につきましては、事務局が申しましたように、全員が5,000円を対象となったという形で理論値計算していますので、多目に出るところがございます。

以上でございます。

・会長

はい、どうぞ、〇〇委員、お願いします。

・委員

前日も話したんですけども、現在5,000円で、これが6,600円になるというのは本当に大きな上げ幅だと感じているし、前回私、連合会の会議があったんですけども、保護者は本当にそういう声が多いです。再三話しているんですけども、ただ、学童の条件が変われば決して値上げも、5,000円であるべきと思っておるわけではなく、延長のことについて、土曜日のことについて等々、ほかにもいっぱいあるんですけども、本当にささやかな要求なんですけれども、そういうことがないままの6,600円ということに本当に保護者は納得できない状況だということと、先ほど保育園のほうで、【A案】、【B案】、で、【B案】という名前で【A案】と【B案】で75%保育料を圧縮できたのならば、ぜひ学童のほうもそういうふうにはできないのかなあということと、資料3の前回配られた、5月22日の資料3の④の利用者負担、結局、8,348万割る1,040割る12で6,600円という数字が出ているということは、利用者負担減額分市負担というのはもうなくなるということなんですか、この7.7%に当たる数字はないですね。

だから、6,600円を何か工夫してもう少し安くならないのか、6,600円の数字の根拠からすると、⑤の市負担についてはなくなるというふうに読めるんですけど。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

ただいま〇〇委員がおっしゃられてる前回の資料の見方というところで、従前もお話しさせていただいた部分がございます。いわゆるこれが国の国庫補助における運営費の考え方に基づきますと、①②③を足したものと同一額が利用者負担という考え方があるので、それが6,600円ということになりますね、人数で割りますと。

ですので、おっしゃるとおり⑤の利用者負担の減額分としての市負担というのは、国の国庫補助における考え方を適用しますと、こちらはなくなるということになります。

一方、その他による、国庫補助の対象となっていない運営費に関しては、⑧とか、⑥の3分の1の分とかは当然残りますけれども、国庫補助の対象として算定した場合の理論値の⑤に当たる市負担の分はなくなるということでご理解いただければと思います。

・会長

よろしいですか。はい、では〇〇委員。

・委員

前回、学童の保育料が5,000円だったというのはもう本当に随分前のことで、そのころから、何年度に決められたということですか。

・事務局

平成8年。

・委員

平成8年ですよ、平成8年に5,000円だったということですがけれども、私、市民の人たちの収入がどうなっているんだろうというのを調べたんです。それで、平成8年まではちょっとわかんなかったんですけど、もちろんそれは子育て世代ではなく、市民の人たちの1人当たりの市税概要というので見たんですけど、そうすると1世帯当たりの収入が幾らかという本当にざっくり計算なんですけれども、平成12年度は449万円収入があったのが、平成25年度360万円に下がっていて、あっ、こんなに東久留米市民の収入というのは、減っているんだというのをとてもショックでした。

その中で、子育て世代というのは、決してまだまだ年齢も若い保護者、親たちが子育てしていて、決して、あくまでもこれは平均値なので、平均値よりは多くないし、先輩方の収入よりは少ないのは当然予想されるんですけども、そういう状況で今5,000円払っている中で、私たちのアンケートで大半の保護者は、条件が変われば値上げもって言うふうに言ってる中、十何人の方がこれ以上上げられたら、預けられないっていう方もいらっしゃいました。

ただ、それに対して先ほど提案があったような減免について提案されたということは、よかったなと思っているんですけども、収入のほうもきちんとお給料で月給をもらって収入を得ているわけではなく、時給でパートで働きながら、つないでパートで働きながら今ある収入だっていうケースもとても、仲間の中ではとてもあります。ということを見ると、5,500円ですって言ったときの1世帯の所得よりもかなり低い、今5,000円から6,600円になるというのは、本当に負担が大きいということを理解していただきたいということと、再三、再三話すけど、私たちの要求は夏休みに8時15分じゃなく、せめて8時から始められないか。ですけど、都会でフルタイムで働いている人は、その間も子どもに鍵を預けて、小学校1年生の子どもに鍵を閉めるんだよって言って、出ていかざるを得ない、1カ月40日間の夏休みがある実態があると、8時に開所してほしいというのは私たちの中でささやかな要求なんです。

本当だったら7時半なんだというのもあるんですけども、一方今6時まで、延長あって6時までですけども、もう保育園と同じ6時半、本当は7時まで、都会に行ってフルタイムだと本当にきついという実態がある中で、延長について何も変化がないまま6,600円というのは、本当に子育て世代の子育て支援をしていこうという方針には、やっぱり思えないなあと思います。

子育て世代も子育てが終われば、もう子どもを育ててれば、仕事も余裕持っていてお金も余裕なんですけども、本当に厳しい状況で、安心して子育てでき、子どもも伸び伸び育つという、この大前提を大切にするのであれば、やっぱり6,600円という数字はとてもショックな値段ですし、とても冷たいし、保護者は納得し得ない値段なので、ぜひ検討をしていただきたいということと、わかんないけど、何で保育料はあんなに安く【B案】が出たんですけど、きょうは何で学童に【B案】が出ないんでしょうかというか、ということです。

以上です、すいません。

・会長

それでは、説明をお願いいたします。

・事務局

先ほど〇〇委員のほうから収入のお話なのかな、市民税1人当たりという形なんですけど、これについては多分年齢、市民1人当たりの母数となる年齢が、例えば高齢化すると当然収入が減ってくるので、それで割り返しちゃえばそれは下がってくると思うんですね。

あとこの辺が10年前、20年前とどういう、いわゆる可処分所得がどれぐらい変わっているのかとか、例えば物価がどうなのかとか、インフレ、デフレが起きてどうなのかというところもあるので、なかなか一概に、じゃあ20年前から比べて学童保育料は変わっていないけど、例えば1人当たりの市税収入が減っているの、当時より厳しいんじゃないかというのは、それだけの数字では言えないのかなと思っているところです。

一つの数値的比較としては、確かにおっしゃられるとおりにんでしょうけど、それ

をもってして、20年前より今の時代のほうが厳しい時代になっているかどうかという形は、母集団の中で年齢が高齢化していくと、高齢者の方収入が少ないので、その比率が大きくなっちゃえば、1人当たり少なくなるという現象は出るのかなと思っています。

あと、なぜ認可保育所等の保育料に【B案】が出たかといいますと、先ほども言ったとおり、D16階層ではマックスで37万7,000円、年額ふえるといった形が出ます、【A案】では。そういったところも含めて、考えて今回【B案】というのを outsizing させていただいたんですけど、一方、学童では、1,600円、6,600円引く5,000円だと1,600円掛ける12カ月の第2子が半分になるので、1.5倍すれば年額一番上がる世帯で2万8,800円かかるといったところがございます。

そういったところも含めて、今回、事務局としては認可保育所の保育料のような【B案】というものはご提示しなかったといいますか、あくまでも、ただ認可保育所の保育料についても、何度かちょっとご説明させていただきましたけど、考え方については変わっていないと思っています。

ただ、余りにも額が大きいもの、D16階層とか、D15階層、D14階層というのは、影響額が大きいというところに鑑みて、【B案】というものを設定させていただいた。ただ、私どもとしても、学童の今回の改定によって、1世帯当たりマックス2万8,800円年額ふえますよと、これが小さいとは思ってはいないです。

ただ、学童保育所の保育料を算定するに当たっての考え方というのがあって、それに基づいてこれが生じてしまっているといったところで、今回学童については1案しか提示させていただいていないといった現状があるといったところでございます。

・会長

はい、じゃあお願いします。

・事務局

あと延長時間というか、保育時間の関係でございすけども、今回は現行の時間の中での利用者負担のこの見直しということで提案させていただいております。

また、いわゆる延長時間につきましては、また別のステージのところでのこの保育料とは別問題として考えて検討を重ねていきたいと思っております。

それから今、夏休み等の長期休業のところの朝の時間帯のことをお話が出ましたが、あくまで26年度の資料によりますけれども、まだ8時半からというところが半数以上のところで、開始時間というところでもありますので、これも今後の課題として捉えていきたいと考えております。

・会長

よろしいですか。はい、じゃあ、〇〇委員、お願いします。

・委員

今まで学童が待機児がなかったのが、昨年、ことしと初めて待機が出たということ

から考えると、働く保護者がふえているという実感は当然あっていいと思っているし、もちろん働くにはいろんな意味があるけれども、今の子どもたちの貧困の話もありましたけど、貧困は低所得者だけではなく、お金を稼いでいるけれども、ぎりぎりの生活をして、子どもにしわ寄せが来ているという例もありますので、低所得者だけではない問題だと私は思っているんですけれども、それでもやっぱり先ほどの保育園の保育料と比べると、5,000円から1,600円というのがやっぱり【B案】が出ていなかったということは、前回の私が発言したことについて伝わってなかったんだなあということと、高い、えっ、5,000円が1,600円上がって6,600円になるというのは、学童の保護者にとって本当に高いってということがこの場で伝わらないということが、本当に悲しいし、もっと愛のある会議であることでスタートしたとは思っています。

それから、先ほど延長については別ということであれば、その6,600円に加算されるということであり、大幅なそれは値上げになってくるというふうに認識をしています。

朝はたかだか15分、夕方たかだか30分が私たちのささいな願いであり、そこでプラスアルファ延長でっていうふうに思っているところも伝わらないというのは、とても残念だなあというふうに思いながら、ただ私は連合会代表で出ているので、本当にそれが厳しいんだということを伝える立場だと思っています。

本当に延長については、もう心の叫びであり、何度も何度も言っていますけれども、でも、5時帰りが多いじゃないかっていって、それは本当に冬場真っ暗な中、6時で帰らせるのはつらいので、それは危険なので5時に帰って、親が帰ってくる6時、7時近くまで置いとかざるを得ない状況です。

話変わるんですけど、私たちがこの会議で頑張ったつくったこのニーズ調査で、高学年の保護者で学童に何時まで預けたいかというのが7時台というところがとても多いです、すみません、数字が、6時台というのは、多分6時じゃなく、6時半も含めて6時台なので、6時台が32.9%、7時台が20.7%というのが保護者のニーズです。せっかくこのアンケートをとったんだけど、そこについてもなかなか反映されていないのかなあと思うと、もう一度検討してほしいし、学童の保育料について、やっぱり補助をしていただきたいと思っています。

また、ほかの市と比べると値段だけではなく、中を見ていると、正規職員でやっている学童もまだまだある中、東久留米の場合はそうじゃなく、先生方も規制がありながら、もっともっとうこういことしたいけど、時間的な問題がとかいうジレンマの中で、今ぎりぎりの学童保育の内容であるんじゃないかなと思っているので、その辺のこともぜひ検討していただきたいなと強く思います。

以上です。

- ・会長

それでは、事務局お願いします。

- ・事務局

学童に関しては、前回の会議でのご意見をいただいた中では、〇〇委員のほかにも

多くの委員の方から、また違った立場、また違ったお考えと意見はいただいております。そういったことを総合的に私どもとしては、会議全体として、いわゆる子ども・子育て会議全体として最終的にはまた取りまとめというふうに思っております。

そういったところも含めて、皆さんとさらに議論を深めながら最終的には取りまとめというふうに思っているところです。

以上です。

・会長

それでは、よろしいですか。はい、〇〇委員。

・委員

学童のほうの金額のほうのことですけども、恐らく今回この延長保育のところまでは触れないで終わるんじゃないかと思うんですが、将来的に本市の延長保育をやった場合、その延長保育料が幾らになるのか。例えば保育園なんかで参考に聞くと1,500円だとなったときに、じゃあこれプラス1,500円というのがまた今の学童利用世帯の人たちにはどういう金額なのか、そういう先のことも踏まえて、設定していかなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

それから、前にもお話ししたと思うんですが、実際、保育園は東久留米市内の場合は朝7時から夜7時、また園によっては8時までやっています。その人たちが、その子どもたちが学童に行ったら、朝早い時間に親が家を出て、一人で学校に行かないといけない。さっき〇〇委員が言ったみたいに、夏休みなんかも一人でいかなきゃいけない、あるいは早く帰ってきて一人で留守番しなきゃいけない。そういう現状が本当に子ども・子育て支援と言えるのかなというところで、課題として考えていただいているところはありがたいですけども、非常に特別、このまんま何年か来ているわけですからね。

例えばの話、朝早い時間帯、保育園と同じように7時から学童やりますよ。ただ、これは6,600円でやってくださいとは思っていません、ほぼ多くの方が。けども、前倒しがある、朝の延長保育料として幾らかとりましょうかと、そういう先のことを考えた上で、この学童利用料というのも設定しないといけないんじゃないかと思うんです。

あとはやはり状況、〇〇委員も言っています。これは僕が学童の連合会をやったときから、要望としては出していますけども、降所延長・延長保育、そろそろめどをつけるような形でやっていただきたい。ここまで検討課題でやってきまして、取りまとめてきただけじゃなくて、じゃあ、具体的にいつからそれを検討するのか。今回の答申案に関しては、利用料だけですけども、その他の意見という形で、例えば、この延長保育に関しては実施にめどがつけられるように、例えば前回お話ししましたが、8月にこの子育て会議は終わりますけども、その後どうなっていくのか、そういった残された課題の話し合いは。

それが、そういったまた次期の例えば子ども・子育て会議というのが開かれてその中で、そういう部分について検討していきますよと、明確に述べるのであれば、また

じゃあ幾らか話ししてきた、意見出してきたことが活かされると思いますけども、それも何もないままだと、また前のことの繰り返しになるのかなという不安もあるので、そういうところを多分、その他の意見なり、そういう形で答申案の中に活かしていただきたいなと思います。

・会長

どうですか、事務局、よろしいですか。

・事務局

それでは、ちょっと今の関係なんですけど、この子ども・子育て会議の場でも、事務局のほうからは延長保育等の考え方については過去の社会福祉審議会での議論も踏まえて、全ての方というより希望者ということを前提に、あの当時また今回——今回といいますか、子ども・子育て会議でもオプションという言葉を使ったかなというふうに思っているんですけども、そういったところで今申しましたように、希望者の方々含めて、じゃあ今後、この議論とは別に、どのように、今〇〇委員がおっしゃったように、朝の時間帯であるとか、夜の時間帯であるとか、そういったことを担当課のほうとどのような形でお話を持てるかということも含めて、今これからまたそういう整理をしていきたいというふうに思っているところです。

・会長

はい、〇〇委員。

・委員

すみません、つけ足しです。延長、平日の延長だけじゃなくて、土曜日の4時15分問題も利用料が、利用者が少ないということだったんですけども、本当に少数の人のためにいろんなニーズのためにここは応えようということで、多数決で多いところじゃない、みんなの子育て支援をとるところでスタートしたと思うんですけども、やっぱり4時15分というのは、フルに働いている人にとってはもう考えられない時間なので、そこについても、本当に強く、これはささやかな要望ではなく、当たり前前の要望だと思っているんですけど、強く要望したいと思っていますけど、そのことについて、やっぱり6,600円がベースになって加算されていくと、かなりの値段になることを考えると、6,600円は安いとは思えないし、ここの子育て支援を考える子ども・子育て会議で6,600円プラスで1,600円ぐらいいいじゃないとかいうのが、ここで語られるのではなく、やっぱりこれは値上げなんだということをしっかり認識していただかないと、どうかなと思います。

再三にわたって話していますけど、保育園の値上げにすれば単位も違うし、だけでも、この1,600円の大変さがわかるようなこの会議の場でありたいと思うし、わかってくださる皆様だと思っていたし、ぜひ検討をしていただきたいと思っています。

・会長

それでは、今出されている意見を含めて、これからまた議論をしていかれると思いますし、次回のときに最終答申を、今事務局の方もまとめてくださると思いますので、きょうのところはこれで議論を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは……はいどうぞ。

・委員

手短かに言います。きょうすごく焦点化についてよくわかったのは、財源としては国のパイは決まっているわけなんですけど、東久留米がどうやって今まで負担してきたかとか、今ここにこういうふうになっているかっていう説明の部分と、それから、これからの先が見えないっていうやっぱり道筋が見えないことと、市民レベルで料金のことと質の問題がちょっとアンバランスになっていて、いろいろごたごたしてるんだなというのがすごくわかりました。

ですから、全体の話になったり、細かくなったり、個別になったり、一般論になっているわけですね。まあ全ての人に納得するというのは難しいんでしょうけれども、やはり根拠とか、わかりやすさとか、課題の焦点化みたいなところで、ぜひもうこの会議も終わりますので、ビジュアル的なものとか、ダイジェスト版みたいなことで、もう1回行政のほうでも説明責任みたいなもので努力していただいて、終われるという形に持っていけるといいんじゃないかなということをちょっと提案させていただきます。終了です。

・会長

よろしいでしょうか。では、今の〇〇先生のご意見含めて、これから論議していきたいと思います。

4 その他

・会長

それでは、第4次第のほうのご説明お願いいたします。

・事務局

それでは次に、次第の4「その他」ということでございますが、次回の審議内容及び日程を確認させていただきます。

次回の審議内容の予定でございますが、スケジュール案のとおり、子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について、答申案の取りまとめを予定させていただきます。

会長からもお話しございましたけども、そういったことも含めまして、ご議論いただきながら取りまとめをしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

また、日程につきましては、前回の当会議で7月の3週目のいずれかで考えている

というご連絡をする中で、メール等で各委員と調整させていただき、開催通知も送らせていただきましたが、7月14日の火曜日の開催とさせていただきますので、こちらをあわせてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、時間が参りましたし、事務局のほうから、はい。

・委員

次回が答申案のまとめの確認になるんですね。

・会長

お願いします。

・事務局

答申の案も当然資料としてご提示する中で、そこは7月14日の会議の前までに、事前に委員の方にはご送付させていただきながら、それについて当会議においていろいろご意見等いただきながら、最終的に取りまとめいただくという予定です。

・委員

早目に資料を欲しい。

・事務局

可能な限り早目に準備をさせていただきたいと考えております。

5 閉会

・会長

それでは、今後についても事務局の方から説明がございましたし、そういうことで今回第3回の会議については終了させていただきたいと思います。遅くまで真剣な議論ありがとうございました。これで第3回を終了いたします。

以 上